

私有車輛による道路の使用に関する租税（昭和29年3月）

私有車輛による道路の使用に関する租税

昭和29年3月の合同委員会において次のとおり合意されている。

行政協定第13条第3項及び第14条第5項の規定に関し、日本国には各種の私有車輛による道路の使用度に対応する税率がないので、合衆国軍隊の構成員等（構成員、軍属、家族及び第14条契約者）は、私有車輛による道路の使用に関して、次に掲げる金額を納付し、日本国政府は、車輛の所有者である合衆国軍隊の構成員等から左の金額を受領することとする。

普通乗用車	9,000円
トラック	19,500円
小型乗用車	3,000円
自動二輪車（モーター・サイクル）	600円
軽自動車（モーター・スクーター）	300円

私有車両による道路の使用に関する租税（平成11年2月（改正））

私有車両による道路の使用に関する租税（改正）

平成11年2月の合同委員会において、米軍構成員等は、私有車両の道路使用について、次の金額を納付し、地方公共団体は、車両の所有者である米軍構成員等から当該金額を受領する旨合意されている。

普通自動車	19,000円（総排気量が4.5リットルを超えるものは22,000円）
普通トラック	32,000円
小型乗用車	7,500円
自動二輪車（モーター・サイクル）	1,000円
軽自動車（モーター・スクーター）	500円

（平成12年10月17日 参議院議員照屋寛徳君提出米軍人・軍属等のマイカーに対する自動車税等の課税に関する質問主意書に対する政府答弁書）